

小作争議調査表

No. 92

(月報番號第一二四號)

(昭和八年十一月分)

場 所	茨城県千代田郡千代田町千代田	
	地 主	久保田傳七
關 係 人 員	小 作 人	推三郎 幸三郎
地 主 關 係 團 體	+	小作人
原 因	小作人口昭和七年度に出家、為収獲所とし十俵科、三割減と要求せり。地主は之を認めず、遂に土地を還付せり。	
要 求 事 項	昭和六年一度十俵科清米	
經 過	地方議事抗争し、動もせず、地方の争議課長の坐り、以て之を撤去せり。翌年、和解の途、此年十二月一日、双方無條件白紙にし、調停と一併して、此年下は協定し、調停と一併して、双方の承諾を得、内府解散す。	
結 果	地主は地定米、五俵二斗七升一合五勺、昭和六年一度に限り、一俵二斗七升一合五勺、減額を要す。小作人は、本年一度は、之に納入す。三、小作、協会に納入す。十俵人、地主より、金と求め、解散す。	

財團 協調會 福岡出張所

備 考	<p>地方より、減収の場合に於て、小作米の減額と要求せり。地主は、之を認めず、遂に土地を還付せり。地主は、之を認めず、遂に土地を還付せり。地主は、之を認めず、遂に土地を還付せり。</p> <p>地主は、之を認めず、遂に土地を還付せり。地主は、之を認めず、遂に土地を還付せり。地主は、之を認めず、遂に土地を還付せり。</p> <p>地主は、之を認めず、遂に土地を還付せり。地主は、之を認めず、遂に土地を還付せり。地主は、之を認めず、遂に土地を還付せり。</p>
-----	---